ように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。	でと同時に第4年分以降を申請するときは「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。
5～20　［略］	5～20　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許法施行規則第七十二条の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の特許法施行規則第七十二条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（産業技術力強化法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の産業技術力強化法施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第二条の規定による改正前の産業技術力強化法施行規則第一条の三の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第三条の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第三条の規定による改正前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第三条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令第一条の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第四条の規定による改正前の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令第一条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則第一条の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第五条の規定による改正前の経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則第一条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第五十一条の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第六条の規定による改正前の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第五十一条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。